

雲雀丘学園幼稚園園則

(入園の時期)

第1条 入園の時期は毎年4月とする。但し、欠員ある場合は臨時に入園する事ができる。

(入園年令)

第2条 入園できるものは満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(保育期)

第3条 1年を次の3保育期とする。

第1保育期 4月1日から 8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から 3月31日まで

(保育を行わない日)

第4条 休業日は次の通りとする。

日曜日

国民の祝日

創立記念日 10月1日

毎月、毎週土曜日

春季休園 4月1日から 4月10日まで

夏季休園 7月21日から8月31日まで

冬季休園 12月21日から1月9日まで

学年末休園 3月20日から3月31日まで

2. 春季・夏季・冬季・学年末休園の期間については変更することができる。

(始業・終業の時期)

第5条 始業・終業の時刻については園長が別に定める。

(保育時数)

第6条 保育時数は毎週18時間以上24時間以内とし園長が別に定める。

(収容人員)

第7条 収容定員を250人以下とする。

1 学級の幼児数は35人以下を標準とする。但し、3才児は1学級25人以下を標準とする。

(教職員)

第8条 この幼稚園に園長のほか、各学級に教諭一名を置くものとし、その他の教職員については学校教育法、同規則及び幼稚園設置基準の定めるところによる。

2. 必要に応じて副園長を置く。

(職員の任免・服務・懲戒・給与)

第9条 職員の任免・服務・懲戒・給与については別に定める。

(入 園)

第10条 保護者はその幼児を入園させようとするときは本園所定の願書及び調査書に記入して園長に願い出なければならない。

2. 入園の決定は選考による。

3. 入園を許可された幼児の保護者は、誓約書その他の必要書類を提出しなければならない。

(入園金・施設費・保育料・手数料)

第11条 入園金・施設費・保育料・手数料はつぎの通りとする。

入 園 金		6 0 , 0 0 0 円	
施 設 費	3・4才児	5 0 , 0 0 0 円	
	5才児	2 0 , 0 0 0 円	
保 育 料	3才児	3 3 , 0 5 0 円	(月額)
	4・5才児	3 1 , 3 0 0 円	(月額)
手 数 料		5 , 0 0 0 円	

2. 既納の入園金及び施設費は返還しない。但し、入園の辞退を書面で申し出た者に対しては、施設費を返金するものとする。

3. 既納の保育料は返還しない。但し、保育料を納付した者が期の途中で死亡または退学若しくは転園した場合は、月割計算により精算して返還するものとする。

(保育料の滞納等の措置)

第12条 保育料を所定の納入期から3か月を経過してもなお正当な理由なく納入する見込みがないときは退園を命ずることがある。

2. 保育料を滞納したまま進級又は卒園はできない。

(退 園)

第13条 保護者はその幼児を退園させようとする時は、事由を詳記して園長に願い出なければならない。

(園則に規定する以外の事項)

第14条 この園則の規定以外の事項は教育基本法・学校教育法及び学校教育法施行規則の定めるところによる。

附 則

1. この園則は平成29年4月1日より実施する。

2. この園則実施に必要な細目は園長がこれを定める。